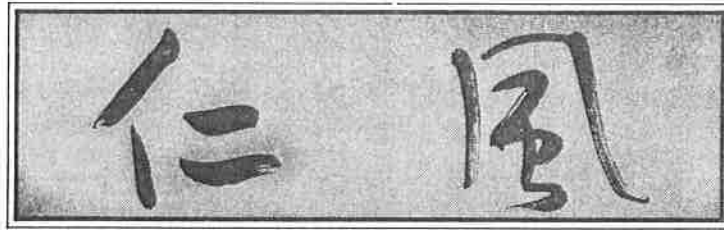


松嶋一海税理士事務所通信



題字 松嶋楠城

編集発行責任者 税理士 松嶋一海

〒160-0008 東京都新宿区三栄町16 松啓ビル201
TEL・FAX 03(3357)5010/携帯 090(4843)7518



編集協力 MDC2008
03 (3981) 2421

有効求人倍率、24年ぶり高水準 全都道府県で1倍を超える

厚生労働省が発表した6月の有効求人倍率は、前月比0.01ポイント上昇の1.37倍と4カ月連続で改善した。

1991年8月以来、24年10カ月ぶりの高水準。統計を取り始めてから初めて全ての都道府県で1倍を超え、職を求め人すべてに1つ以上の求人があるという状態となった。都道府県別では、東京都が最も高く2.05倍となった。

訪日客の増加から宿泊・飲食サービス業が高い伸びとなり、住宅建設需要の拡大で建設業も増加した。正社員の求人倍率は0.01ポイント上昇の0.88倍となった。

一方、総務省が発表した6月の完全失業率は3.1%で、前の月より0.1ポイント改善し、1995年7月以来の低い水準となった。同省は「雇用情勢は引き続き改善傾向で推移している」と判断している。

オフサイト・ミーティングで 社員の自主性を伸ばす

自動車販売のT社は、社員が主体的に参加するオフサイト・ミーティングを開催している。オフサイト・ミーティングとは、直訳すると「現場を離れた場所 (off-site)」で行われる会議という意味。よりオープンで活発な議論を促すた

めに、あえて社外に場所を移し、日常の喧騒から離れた環境で集中的にミーティングを実施することを指す。

報告や連絡を中心とした会議とは異なり、メンバーが自主的に開催し、お互いの垣根を越えて意見を言い合う、聴き合うことを重視しているため、社員に考えることのできる環境、考えざるを得ない環境を用意して、「自分の頭で考えて仕事をする」という自主性を伸ばしている。これまで、言われたことしかできなかった社員が、自分がすべきことを考えて行動するようになったという。

手書きのコメントで リピーターが増加

理・美容師向けハサミを製造しているG社は、修理依頼されたハサミを納品の際にコメントを添付することで顧客の信頼を獲得し、リピーターを増やしている。

修理前のハサミの状態や問題点、クセ、修理内容や使用上の注意点、日常の手入れ方法をカルテ形式で記述。修理を終えたハサミとコメントとともに納品。プロの的確なコメントが理容・美容師の口コミで徐々に信頼を獲得し、リピーターからの依頼も増加している。

今後も継続してユーザーの意見を真摯に聞き、自社の持てる技術を注ぎ込む。ユーザーと直接コミュニケーションする努力を怠らず、高い付加価値を生み出していくことを目指している。

ビジネスリーダー ビジネスリーダー ビジネスリーダー ビジネスリーダー ビジネスリーダー

ビジネスリーダー ビジネスリーダー ビジネスリーダー ビジネスリーダー ビジネスリーダー

公的医療保険

日本は誰もが何らかの公的医療保険に加入する国民皆保険制度となっている。公的医療保険には、会社員などが対象の「全国健康保険協会（協会けんぽ）」、大企業の従業員や業種ごとの組合などによって運営される「組合管掌健康保険」、自営業者などが対象の「国民健康保険」などがある。

病気やケガをしたとき（業務上・通勤災害を除く）、外来・入院に関わらず医療費の1〜3割にあたる自己負担で治療が受けられる。

医療費の自己負担割合は、就学後から69歳までは3割、70歳から74歳までは2割、75歳以上は1割。70歳以上に関しては現役並みの所得がある場合は3割となっている。

誌上ギャラリー

柴山抱海書展 一放哉を書くー
於銀座鳩居堂画廊3階
平成28年4月19日(火)～24日(日)



柴山 抱海

昭16 鳥取県生・
在鳥取市青谷町
(公財)独立書人団 評議員
日本象書会 理事長
山陰書人社代表・
鳥取書道連盟会長
西安美術学院客員教授

「道でもないところを歩いて居るすみれ」
(説明)
句文の作者メッセージが強烈だ。実に強烈と思う。自分と他者との対比の中に揺れを感じる。それを書作品にするには、句に負けない書表現が求められる。落款の位置の妙。「間」。

「てふてふひらひら山頭火」
松嶋楠城著(株)エピック社刊)より



P74 作品67
「ふつと影がかすめていった風」
(作評)
その句の中に、まるで沢山の思い出が詰まっている。思い出した時は、一瞬。もう、それはその場には、居ない。だからこそ、それが大切なのだと、楽に書けている作品が教えてくれる。

さきづけ・あとづけ 『明瞭・驚愕・研究』 Vol.XIV (seq.163)

平成28年9月 税理士、FP、企業支援AD 松嶋一海

○時節は、秋。それにしても夏が長くなり、いつからか残暑なのかと思うくらいです。今年は梅雨明け前から蝉が鳴き、暫くしてトンボの姿を見ました。そして、やがて、虫の音が聞こえ、秋色が深まります。

○税理士の仕事も毎月のルーチンワークをこなしながら、車窓の仕事も受けてやっつけていくこととなります。このところ、相続税が脚光を浴びているのか、相談会もあちこちで行われているようです。確かに節税も重要ですが、節税は未来永劫続くものではありませんので、選択肢の余地は、限られている様に思います。各税制も不都合なことは、法令を改正し手当てまでされてきており、明瞭になっておりますので、公平性は高まっていると思いますが、これも、必ずしも十分でなく、課税庁、納税者双方に課題は残っていると感じます。これからは、高齢化と次世代への引き継ぎは、自分たちのこの時代におかれたみんなのテーマのように思います。今月も、申告事務をこなしつつ、調査立会や徴収関係の対応などが見込まれます。

○お盆が近いと思っていたところ、8月号の東京税理士会の会報が届き委員の異動欄に宮本 佐 先生の死去が載っており、愕然としました。先生は、今年の3月ごろから体調不良で、当方も少し仕事の手伝いをさせていただきましたが、間もなく入院されたと聞いておりました。まさか、亡くなるのは、夢々、思っても見なかったもので、本当にショックでした。今日こそは、お見舞いに行かねばと思いつつ、ついつい、時間が過ぎてしまい、大変申し訳ないことをしてしまいました。入院されて、2ヶ月くらいの事でしょうか。亡くなったのは、6月16日でした。先生は、当方の直接の上司ではありませんでしたが、各事務系統の人が集まる国税庁ADPセンターで、立派な先輩としての振る舞いをされる方だと感じておりました。ここ数年は、会うたびに、俳句の会を取りまとめでいて、とても大変だとおっしゃっていただきました。毎月500人くらいの作品を整理し、本にされているということでした。先生は、温厚な人柄で、人の話をよく聞いて下さる方でした。年に4、5回のことですが、朝の通勤時間帯には、よく同じ電車になりましたので、道すがら、近況を語りながら、税制の改正点など最近の間違いの多い点、ふとした疑問点、質問の傾向など翌日の会話が楽しいものでした。まさかまさかのことで、本当に残念に思っています。

○実はもう一つ、東京税理士の会報から所属会の変更欄に塩崎省三先生の名前を見つけました。彼此50年も前になりますが、若い時に都区内署に勤務していた時に調査立会でお会いした方でした。先生が作られていたまともな資料を拝見したところ、なるほど、こうやって整理するのとか、当時、すごい人がいるなあと頭をガツンと殴られた思いでした。そして、自分もこういうものを整理する時は、こういう風な整理の仕方をしたいたと秘かに思ったものでした。そして、そういう一種の憧れの人が、今もご健在で活躍されていたということにビックリ。先生も80歳とされ、自宅に事務所を移されたようです。

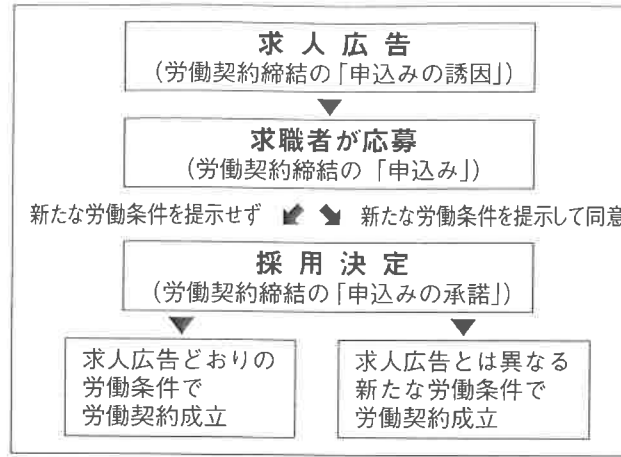
○税務の勉強会「タックス・アシスト」(WITH TO ASSIST)は、8月上旬に、短縮勉強会と名刺交換会を併せて暑気払いの「込み込みセット」を開催。20数名の参加となりました。この半年で、メンバーは、何を学ぼうか。検討課題は、日常的な処理の中から発生した、まさに、身近な問題を、「それって何だろうか？」みたいなどころから始めて、議論し合うというスタンスであり、メンバーは、税理士、弁護士、司法書士、社労士、保険関連や不動産関連事業の従事者など多様であります。勉強会は繁忙の3月を除き、ほぼ毎月、麹町支部の芦田税理士が、日程と会場の確保をして、メンバーにメールで連絡をするというスタイルで、続いています。勉強会の質問や資料もメールでやりとりし、事前の検討もしながら意見をぶつけ合うということで、新鮮な部分もたくさんありますので、メンバーは、参加することで「あらたな発見」があるのかも知れません。最近、役所を退職し四谷支部に登録した旧知の廣瀬秀明先生には、初参加して貰いました。感想を聞くと、役所と違って幅広い意見が聞けるので、新鮮で面白いとのことでした。税理士も最終的には自分で自分の仕事に責任をもたなければなりませんので、勉強会での議論が即質疑の答とはならないものの、幅広い意見を聞いた中で自分の結論は、深いものになっていると信じているところです。皆様からの、何気ない頑張「ら行」メッセージを、お待ちしております。(Eメール tpkz.matsu@docomo.ne.jp)



求人広告の法的性格 労働条件の明示など — 求人内容と実際の条件

求人広告をみて応募し、採用された社員から「募集内容と労働条件が違う」などと訴えられるケースが増えています。求人広告に掲載した条件と実際の労働条件の違いによって、企業と労働者の間にトラブルが生じてしまうことがあります。そこで今回は求人広告の法的な性格と解決策を考えてみます。

求人広告には可能な限り、良い労働条件を提示して、より多くの応募を集めたいと考えたくなります。と



はいえ、求人広告に記載している内容と実際の労働条件が異なる場合はトラブルの原因となります。

求人広告に記載された内容の法的な性格ですが、求人者(事業主)の求人広告は、法律上、「申込みの誘引」という性質のものであり、そこで掲げられた労働条件はあくまでも見込みということになります。

申込みの誘引とは、「求職者を誘って申し込みをさせようとする意思の表示」にすぎず、仮に相手方が申込みの誘引(求人広告)に対して意思表示を示したとしても、それだけでは、相手方からの申込みにすぎず、契約は成立しません。

したがって、求人広告を見て応募したからといって、必ずしもその内容で労働契約が成立するわけではあ

りません。「求職者」から申込みを受けて、「申込みの誘引をした者(企業)」が、改めて承諾の意思表示をした時点で、はじめて契約が成立します。

そして、改めて承諾の意思表示をした時点において、結果的に条件を変更することに企業と求職者が合意した場合、その条件が実際の労働契約として扱われ、求人広告とは違う内容で雇い入れることは可能です。

職業安定法による規制

しかし、求人広告に記載された労働条件が、直ちに後に締結された労働契約の内容になるとはいえないからといって、申込みの誘引をする者(企業)が求人広告を出す際、無制限に実際の労働契約と違う内容を記載することは許されません。最初から違う条件で雇い入れることを意図して求人広告を出すのは悪質であり問題があります。

職業安定法では、「虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者」については罰則規定を設けています。これにより、求人広告の内容が実際の労働契約内容と大きくかけ離れた内容にならないよう、一定程度の調整がされています。

企業側としても業務内容、経営状況などによって、「求人広告の内容」と「実際の労働契約内容」で違いが生じてしまうことがあり、求職者の求める労働環境を提供することが困難な場合もあると思われれます。

そこで、求人内容よりも不利な条件で雇い入れる場合、双方が労働契約締結の際に合意があったかどうかというのが最大のポイントになるわけですが、トラブルを未然に防止する観点から、会社は次のことを注意すべきです。

労働契約を結ぶ際に会社は労働者に対して労働条件を書面で明示しなければなりません(労働基準法第15条)。この書面を「労働条件通知書」といいますが、雇用契約書を交わす方法でも問題ありません。労働契約自体は口頭だけでも成立はしますが、求人内容と異なる条件で合意したことについて会社は証明することができません。

そこで、双方が労働契約締結の際、納得のいく理解を得るためには、「言った言わない」の水掛け論となってしまう口頭による契約ではなく、具体的な契約内容を明示した書面を交付することが、企業側にも求職者側にも重要といえます。



小規模企業共済制度の拡充 スムーズな事業承継を後押し

受け取り共済金の増額など

今年4月の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(承継円滑化法)」の施行に伴い、経営者の退職金制度である「小規模企業共済制度」についての改正も行われました。そこで今回は、利用しやすい制度へと改正された小規模企業共済の内容について取り上げてみました。

親族外承継の増加等、近年の事業承継の形態の多様化に対応するための措置として講じられた「承継円滑化法」の施行に伴い、「小規模企業共済制度」についても、今年4月より以下のような改正が行われました。

受け取り共済金額がUP

次の①~③の場合について「共済事由」が見直され、これまでよりも多くの共済金を受け取れるようになりました。(下段表参照)

①個人事業主が、配偶者や子に事業の全部を譲渡した場合

「準共済事由」A共済事由

②共同経営者が、個人事業主の配偶者や子への事業の全部譲渡に伴い、配偶者や子に事業(共同経営者の地位)の全部を譲渡した場合
「準共済事由」A共済事由

③会社等役員が、65歳以上で役員を退任(疾病・負傷・死亡・解散を除く)した場合

「準共済事由」B共済事由

分割共済金の支給回数が年6回に共済金を分割で受け取る場合の支給回数が増え、従来の年4回から、年6回となります。これにより公的年金と交互に受け取ることができ、毎月安定した収入を得ることができ、

独立後も共済契約の継続が可能

共同経営者が、従事していた個人事業の廃止を伴わずに共同経営者の地位を退いた場合で、1年以内に新たに小規模企業の経営者となり小規模企業共済制度の加入資格を満たす場合には、「掛金納付月数の通算」を利用して共済契約を継続できるようになります。

共済金受給の遺族の範囲が拡大
共済契約者が亡くなった場合に共済金を受給できる遺族として、「共済契約者の死亡の当時、主として契約者の収入によって生計を維持されていたいなかった「ひ孫」と「甥・姪」が追加されました。

掛金減額の手続きが簡素に

これまで、毎月の掛金月額を減額する場合は「事業経営の著しい悪化」などの条件に該当する必要があるでしたが、改正後はこれらの条件に該当しなくても、都合に合わせて掛金を減額できるようになりました。

掛金を増額しやすく

これまで、掛金月額を増額する場合は手続きの際に増額する額の現金を納付する必要がありましたが、改正後は現金がなくても増額の手続きができるようになりました。

加入申込み時の現金が不要に

これまで、加入申込み時には申込金を現金で納付する必要がありましたが、申込み時には現金納付せず、加入月の翌々月に掛金口座振替での納付も選べるようになりました。

その他、共済契約の解除の取扱い緩和、中小機構による契約者貸付制度の拡充なども行われました。改正された本制度が円滑な事業承継をさらに後押しすることが望まれます。

小規模企業共済制度の「共済事由」について

今回の制度改正により、下図のとおり、①と②は「A共済事由」が適用され、③は「B共済事由」が適用されるようになり、受け取れる共済金の額が増えることとなります。

共済金の額 (イメージ)

地位	共済事由			解約事由
	A共済事由	B共済事由	準共済事由	
個人事業主	・個人事業の廃止など	・老齢給付(15年以上掛金を納付した65歳以上の方が請求できます)	①配偶者または子に事業の全部譲渡など	・任意解約 ・掛金の滞納による契約解除など
共同経営者	・廃業に伴う退任など		②上記①に従い、共同経営者が配偶者または子に事業を全部譲渡など	
会社等役員	・会社等の解散など	・老齢給付 ・疾病又は負傷による退任など	③65歳以上での退任(注)疾病又は負傷によらない65歳未満での退任は、引き続き「準共済事由」となります。	

平成28年度税制改正にみる セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)の創設

国民が自発的に健康の維持増進や疾病予防に取り組むことにより、健康寿命の延伸、医療費の削減を図ることを目的として、平成28年度税制改正において、現行の医療費控除とは別に、新しい医療費控除の特例「セルフメディケーション税制」が創設されました。

ただし、本制度は、現行の医療費控除との選択適用であることや、健康の維持増進および疾病予防への取り組みを行うことが要件となっていることなどに注意が必要です。

そこで今号では、創設された「セルフメディケーション税制」の詳細についてふれてみました。

■セルフメディケーション

「セルフメディケーション」とは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調やケガなどであれば、薬を飲んだり、体を休めたりして自分で手当てすることをいいます。

また、普段からバランスの良い食事を摂る、適度な運動をする、十分な睡眠を心がける、健康診断などで定期的に自分の健康状態を把握する、かかりつけ医に相談しながら生

活習慣を見直すなど、健康に対する高い意識を持ち、健康の維持増進や疾病予防につながるための行動をとることもセルフメディケーションには含まれます。

■制度創設の背景

医療や介護の需要増大をできるだけ抑えつつ、国民の健康寿命が延び、国民が自己健康管理を行うセルフメディケーションを推進することが

重要となります。

平成27年度与党税制改正大綱では、「医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面での実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション(自己治療)の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する」とされており、セルフメディケーションの推進に向けた税制面での対応が求められていました。

■制度の内容

健康の維持増進および疾病予防への取り組みとして「一定の取り組み」を行う個人が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定の「スイッチOTC医薬品」の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除きます)の合計額が1万2000円を超えるときには、その超える部分の金額(その金額が8万8000円を超える場合には、8万8000円)について、その年の総所得金額等から控除されます。

ただし、この制度は、現行の医療費控除との選択適用とされていますので、どちらか一方しか適用できないことに注意が必要です。

■適用時期

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価について適用されます。

■一定の取り組み

本制度の適用対象となる健康の維持増進および疾病予防への取り組みとして行われる「一定の取り組み」とは、次の検診等または予防接種で、医師の関与があるものに限定されています。

- ① 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断(事業主健診)
- ④ 健康診査(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)
- ⑤ がん検診

■スイッチOTC医薬品

スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用の処方せん薬から市販用に転用(スイッチ)された医薬品をいい、一定の有効成分のあるものが該当します。

セルフメディケーション 税 控除対象

対象となる医薬品の薬効の例としては、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などがあると言われていますが、これらの薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありません。

厚生労働省は6月中旬、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品の具体的な製品名リストを公表しました。同日現在での対象製品は1492品目で、今後も増減があることから、対象製品リストは必要に応じて2カ月に1回の予定で情報を更新するとしています。

また、購入時の参考になるように、来年1月に合わせて、セルフメディケーション税制の対象となる製品には、製品パッケージに上記の共通識別マークが表示(ただし、共通識別マークに法定の表示義務はないため、各医薬品メーカーの任意により製品パッケージに表示)されるようになります。

■制度利用について

現行の医療費控除は、年間の自己負担額が10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の場合は、その満たない金額の5%相当額)を超えないと適用が受けられないため、一般的にそのハードルは高いといわれてきました。この点において、年間の医療費が少なく、市販の医薬品で健康維持ができていたような人(家庭)では、創設されたセルフメディケーション税制の利用を考慮することもあるかと思われます。

会社や自治体が行っている健康診断を受けている人で、年間の医療費の合計が10万円を超えず、現行の医療費控除の適用が受けられなかった人は、セルフメディケーション税制の対象となるスイッチOTC医薬品の年間購入額が1万2000円を超えれば適用を受けられる可能性があります。控除の申請は確定申告で行うこととなりますので、その際に必要となるレシート(領収書)を保管する習慣を身につけましょう。

なお、レシートへのセルフメディケーション税制対象製品であることの印字方法や、医師による検診などの証明書の発行等については、今後関係省庁や団体から示されると考えられます。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

■制度の内容

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が88,000円を超える場合には、88,000円)について、その年の総所得金額等から控除する。

(※1) 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

(※2) 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

(注) 本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

■対象となる医薬品(医療用から転用された医薬品:スイッチOTC医薬品)について

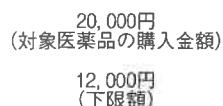
—対象となる医薬品の薬効の例:かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬

(注) 上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない。

—具体的な対象製品は6月中旬現在で1,492品目(2カ月に1回の予定で情報を更新/厚労省)

本特例措置を利用する時のイメージ

○ 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)



- 8,000円が課税所得から控除される(対象医薬品の購入金額:20,000円-下限額:12,000円=8,000円)
- 減税額
 - ・所得税:1,600円の減税効果(控除額:8,000円×所得税率:20%=1,600円)
 - ・個人住民税:800円の減税効果(控除額:8,000円×個人住民税率:10%=800円)



遅刻・欠勤に対するペナルティ

正当な理由なく遅刻や欠勤を繰り返す従業員に対して何らかのペナルティを課することは可能ですが、ペナルティにも法的な上限があります。

例えば、遅刻や欠勤に対する罰金です。「遅刻したら半日ただ働き」とか、「3回遅刻したら1日分減給」などのような減給による罰金は、実際に働かなかった時間以上に収入が減る可能性があります。

1時間だけ遅刻した場合に1時間分の賃金を減らしたり、1日だけ欠勤した場合に1日分の賃金を減らすことは、「ノーワーク・ノーペイ」の原則に則っているのが合法とみなされます。ノーワーク・ノーペイの原則とは、働いた分だけ賃金の支払い義務があるかわりに、働かなかった分については無給としてもよいという考え方です。

しかし、実際に働かなかった分を超えて罰金を課す場合、例えば1時間遅刻して半日無給になるような罰則を与える場合には、就業規則による定めが必要です。これは必須条件

ですから就業規則上の根拠もなしに減給すれば労働基準法違反となります。罰金として減給が行われているという場合は、必ず就業規則を確認しておきましょう。

たとえ就業規則に明記されている場合でも、好き勝手に厳しい罰金を定めてよいというわけではありません。減給については労働基準法で次のような制限が定められています。

- ・1回の額が平均賃金の1日分の半額を超えないこと
- ・総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないこと

つまり、遅刻した場合でも1日の賃金の半分まで、1ヵ月の賃金が30万円の人なら月の総額で3万円までが上限となり、就業規則の定めがあれば減給は可能です。

ただし、就業規則を定めたり改訂する際には労働者側の合意が必要ですから、場合によっては就業規則だけでなく、その就業規則が定められた経緯についても確認する必要があります。

保険料を未納のままにしておく、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときや、高齢になり年金を受け取ることでできる年齢になっても、年金を受給できないことがあり得ます。そのため、一定期間にたした人については、一定期間について納付が猶予される制度があります。

国民年金保険料の納付猶予制度の対象範囲が拡大

納付猶予制度では、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請をし、承認されると保険料の納付が猶予されるといふものです。これまでは若年者納付猶予制度といい、20歳から30歳未満の人が対象になっていました。7月より50歳未満まで対象範囲が拡大されました。

納付が猶予された期間中、ケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができません。また、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされません。ただし、老齢基礎年金の受給額については、納付していないものとして扱われるため、増えることはありません。

また、保険料を後から納付する場合には、通常、過去2年分(平成30年9月30日までは、「5年の後納制度」を実施中)のみとなっていますが、納付が猶予された期間については、10年間の納付が可能です。その際には、猶予を受けたとしても、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされるため、納付の負担は増えることとなります。

申請手続きは、住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で行なうことになっており、窓口には備え付けの申請書もしくは、日本年金機構のホームページからダウンロードできる申請書に記入し、提出します。

添付書類として、国民年金手帳または基礎年金番号通知書のほか、所得を証明する書類が必要になることがあります。納付の猶予を受けるためには、定められた所得の基準を満たす必要があります。制度の利用を検討される方は、基準を満たすかを事前に確認のうえ、手続きを行なってください。



消費税率10%への引き上げ延期 軽減税率対策補助金の受付は継続

ご承知の通り、消費税率10%への引き上げおよび軽減税率制度(複数税率)の導入時期は、2年半延長され、平成31年10月となりました。

これにより、中小企業庁が行っている「軽減税率対策補助金」の取り扱いがどうなるか気になるところでしたが、先般、中小企業庁は、本補助金の受付は中断せずに継続する旨をホームページで公表しました。

軽減税率対策補助金とは、消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。複数税率対応として、次の2つの申請類型があります。

A・複数税率対応レジの導入等支援
複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。補助率は、基本的には3分の2となります。

B・受発注システムの改修等支援
電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。補助率は、改修・入替に係る費用の3分の2となります。

中小企業庁では、これから申請予定の事業者に対しては、現行の申請手続きから変更がないこと、また、すでに補助金の交付申請をされた事業者に対しては、提出された申請書類を現行の審査を行った上で交付決定するとしています。

なお、延期後の受付期限や更新情報等につきましては、事務局ホームページ上にて順次案内するとしていきます。(平成28年8月5日現在)

※各申請類型の補助上限や申請方法、その他最新情報等につきましては、「軽減税率対策補助金事務局」ホームページ (<http://kzt-hojo.jp/>) を参照下さい。

9月の税務と労務

一 税 務

- ★8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月12日
- ★7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…9月30日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…9月30日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…9月30日
- ★1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…9月30日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…9月30日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…9月30日

一 労 務

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…9月30日

給料は誰が払っているか

「給料は会社が払ってくれるもの」と考えている社員は多いと思います。給料を振り込んでいるのは会社ですが、そもそも、そのお金はお客様からお支払いいただいたものであり、会社はそれを貢献度合いに応じて社員に再分配しているのです。給料を払ってくれるのはお客様であるというのを意識すれば、お客様以上に、上司の機嫌を優先することはできません。▼「会社の経費は、会社の「財布」から払われるものなので、使い切らないと損」と考えてしまう社

員はいないでしょうか。無駄な経費は、最終的に自分達の給与や賞与に跳ね返ってきます。だからこそ、会社のお金も、自分自身のお金のように考えなければなりません。そして、そのお金はお客様からいただいているということも忘れてはいけません。▼社員には雇われている意識以上に、自らが社長や経営陣のつもりで考える力が必要です。経営全般について他人事ではなく、「自分事」としてとらえることで、初めて経営者の視点を持つことができます。